（九）

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,372,000	6,376,000	4,657,600	6,492,000	6,496,000	4,753,600	6,600,000	8,500,000	給与等の金額に90%を乗じて算出した金額から1,100,000円を控除した金額
6,376,000	6,380,000	4,660,800	6,496,000	6,500,000	4,756,800			
6,380,000	6,384,000	4,664,000	6,500,000	6,504,000	4,760,000			
6,384,000	6,388,000	4,667,200	6,504,000	6,508,000	4,763,200			
6,388,000	6,392,000	4,670,400	6,508,000	6,512,000	4,766,400			
6,392,000	6,396,000	4,673,600	6,512,000	6,516,000	4,769,600	8,500,000	20,000,000	給与等の金額から1,950,000円を控除した金額
6,396,000	6,400,000	4,676,800	6,516,000	6,520,000	4,772,800			
6,400,000	6,404,000	4,680,000	6,520,000	6,524,000	4,776,000			
6,404,000	6,408,000	4,683,200	6,524,000	6,528,000	4,779,200			
6,408,000	6,412,000	4,686,400	6,528,000	6,532,000	4,782,400			
6,412,000	6,416,000	4,689,600	6,532,000	6,536,000	4,785,600	20,000,000円		18,050,000円
6,416,000	6,420,000	4,692,800	6,536,000	6,540,000	4,788,800			
6,420,000	6,424,000	4,696,000	6,540,000	6,544,000	4,792,000			
6,424,000	6,428,000	4,699,200	6,544,000	6,548,000	4,795,200			
6,428,000	6,432,000	4,702,400	6,548,000	6,552,000	4,798,400			
6,432,000	6,436,000	4,705,600	6,552,000	6,556,000	4,801,600			
6,436,000	6,440,000	4,708,800	6,556,000	6,560,000	4,804,800			
6,440,000	6,444,000	4,712,000	6,560,000	6,564,000	4,808,000			
6,444,000	6,448,000	4,715,200	6,564,000	6,568,000	4,811,200			
6,448,000	6,452,000	4,718,400	6,568,000	6,572,000	4,814,400			
6,452,000	6,456,000	4,721,600	6,572,000	6,576,000	4,817,600			
6,456,000	6,460,000	4,724,800	6,576,000	6,580,000	4,820,800			
6,460,000	6,464,000	4,728,000	6,580,000	6,584,000	4,824,000			
6,464,000	6,468,000	4,731,200	6,584,000	6,588,000	4,827,200			
6,468,000	6,472,000	4,734,400	6,588,000	6,592,000	4,830,400			
6,472,000	6,476,000	4,737,600	6,592,000	6,596,000	4,833,600			
6,476,000	6,480,000	4,740,800	6,596,000	6,600,000	4,836,800			
6,480,000	6,484,000	4,744,000						
6,484,000	6,488,000	4,747,200						
6,488,000	6,492,000	4,750,400						

（備考）　給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が6,600,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもってその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

（法人税法の一部改正）

第二条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一目　受取配当等（第二十三条―第二十四条）」を「第一目　収益の額（第二十二条の二）―第二十四条）」に、「第四十一条の二」に、「引当金」を「貸倒引当金」に、「第二款　確定申告（第七十四条―第七十五条の二）」を「第二款　確定申告（第七十四条―第七十五条の二）」に、「第二款　連結確定申告（第八十一条の二十二―第八十一条の二十四）」を「第二款　連結確定申告（第八十一条の二十二―第八十一条の二十四）」に改める。

第二条第十二号の八ロ(1)中「業務（」の下に「当該合併に係る合併法人との間に完全支配関係がある法人の業務並びに」を加え、「には、」を「における」に、「の業務を」を「及び当該適格合併に係る合併法人との間に完全支配関係がある法人の業務を」に改め、同号ロ(2)中「合併法人（」の下に「当該合併に係る合併法人との間に完全支配関係がある法人並びに」を加え、「には、」を「における」に、「を含む」を「及び当該適格合併に係る合併法人との間に完全支配関係がある法人を含む」に改め、同条第十二号の十一ロ(2)中「業務（」の下に「当該分割承継法人との間に完全支配関係がある法人並びに」を加え、「には、当該合併法人」を「における当該合併法人及び当該合併法人との間に完全支配関係がある法人」に改め、同号ロ(3)中「分割承継法人（」の下に「当該分割承継法人との間に完全支配関係がある法人並びに」を加え、「には、当該合併法人」を「における当該合併法人及び当該合併法人との間に完全支配関係がある法人」に改め、同条第十二号の十四ロ(2)中「業務（」の下に「当該被現物出資法人との間に完全支配関係がある法人の業務並びに」を加え、「には、当該合併法人」を「における当該合併法人及び当該合併法人との間に完全支配関係がある法人」に改め、同号ロ(3)中「被現物出資法人（」の下に「当該被現物出資法人との間に完全支配関係がある法人並びに」を加え、「には、当該合併法人」を「における当該合併法人及び当該合併法人との間に完全支配関係がある法人」に改め、同条第十二号の十六中「法人との間に」の下に「これらの法人による」を加え、同条第十二号の十七中「及び」を「、同号イに掲げる行為に係る同号イの一に満たない端数の株式又は同号ロに掲げる行為により生ずる同号ロに規定する法人の一に満たない端数の株式の取得の対価として交付される金銭その他の資産及び」に改め、同号ロ(1)中「業務（」の下に「当該株式交換等完全子法人との間に完全支配関係がある法人の業務並びに」を加え、「には、当該合併法人等」を「における当該合併法人等及び当該合併法人等との間に完全支配関係がある法人」に改め、同号ロ(2)中「株式交換等完全子法人（」の下に「当該株式交換等完全子法人との間に完全支配関係がある法人並びに」を加え、「には、当該合併法人等」を「における当該合併法人等及び当該合併法人等との間に完全支配関係がある法人」に改め、同条第十二号の十八ロ(1)中「業務（」の下に「当該株式移転完全子法人との間に完全支配関係がある法人の業務並びに」を加え、「には、当該合併法人等」を「における当該合併法人等及び当該合併法人等との間に完全支配関係がある法人」に改め、同号ロ(2)中「株式移転完全子法人（」の下に「当該株式移転完全子法人との間に完全支配関係がある法人並びに」を加え、「には、当該合併法人等」を「における当該合併法人等及び当該合併法人等との間に完全支配関係がある法人」に改め、同条第十二号の十九に次のただし書を加える。

ただし、我が国が締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約において次に掲げるものと異なる定めがある場合には、その条約の適用を受ける外国法人については、その条約において恒久的施設と定められたもの（国内にあるものに限る。）とする。